

幼保連携型認定こども園の基準条例案に対する修正案について

2014年9月30日

日本共産党東京都議会議員団

1、提案理由

- この条例案は、子ども・子育て支援新制度の来年度実施を国が予定していることを受け、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備、運営などの基準を定めるものです。
- 都の条例案では、学級の規模、職員の配置と資格、施設や園庭の面積など、保育・教育を支える根幹となる要素がほとんど規則に委任されており、議会にかけることなく変更できるようになっています。
- また、都が規則で定めようとしている基準は、ほとんど国基準と変わらず、東京の保育園や幼稚園の実態から言っても、保育や幼児教育についての国際的な知見から言っても、低すぎるものになっています。
- そのため、重要な要素を条例本文に書きこむとともに、基準の充実をはかるため、修正案を提案しました。
- 修正案は、かつて東京都が定めていて、今でも基本的に守られている認可保育園の旧都基準などを考慮し、必要に応じて更なる充実を図るものとししました。

2、修正案の主な内容

- 都は1学級の園児数の基準を35人以下にしようとしています。これを3歳児クラスは15人以下、4～5歳児は20人以下へと変更しました。
- 都は保育に従事する職員の配置基準を、0歳児は子ども3人：保育者1人、1～2歳児は6：1、3歳児は20：1、4歳以上児30：1と、現在の国基準と全く同じにしようとしています。これを引き上げ、0歳児3：1、1歳児5：1、2歳児6：1、3歳児15：1、4歳以上児20：1としました。
- さらに、調理員の人数を増やす、0歳児保育を行う園には保健師・看護師を配置する、11時間開所を保障するための保育教諭のさらなる増員などの充実を行いました。
- 乳児室、ほふく室の面積は、0歳児について1人あたり5㎡と都の案の3.3㎡より拡充しました。また、高層階への保育室等の設置は認めず、2階までとしました。園庭については必置としました。
- 給食の外部搬入は認めないこととしました。

以上